

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年9月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
------------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件
---------------------	-----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2600064号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2600014号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を令和2年3月31日は20万円、同年12月30日は25万円に訂正することが必要である。

令和2年3月31日及び同年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和2年3月31日及び同年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年3月31日
② 令和2年12月30日

請求期間①及び②において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、賞与の年金記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者が提出した預金通帳の写し、B市が提出した請求者のA社に係る令和2年分給与支払報告書、同市が回答した請求者の令和2年各月における特別徴収個人市県民税額、A社の破産管財人が保管する請求者の令和2年1月から同年3月までの期間の給与に係る支給控除一覧表等から、請求者は、A社から請求期間①は20万円、請求期間②は25万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。